



**2** 014年6月30日時点で存在する口座（既存口座）については、個人・法人ともに、2年以内に確認手続きを実施することが求められています。ただし、既存口座の数は膨大なので、6月30日時点の口座残高が一定金額（個人≧5万ドル、法人≧25万ドル）以下の場合には、確認対象外としてよいことになっています。また確認の方法も、口座残高が高額（100万ドル超）でなければ簡易な確認方法が認められるなど、金融機関の負担に配慮して手続きが定められています。

**営業店でも一部の作業が発生**

既存口座に対しては、基本的には自行庫にある顧客情報を基に、報告対象に該当するかどうかを確認することになります。顧客情報のチェック等は本部が一括して実施することになると思われますが、過去に取り受けた書面のチェックや、所定の書面（W18）の提出依頼といった一部の作業は、本部の指示のもと、営業店等でも実施することが想定されます。

Q8



# 既存口座の確認はどうやって行うの？

**A** 個人は残高5万ドル以下、法人は残高25万ドル以下の口座は確認手続きが不要です。既存口座の確認手続きは、本部主導で行われるとみられています。ただし、法人口座や残高100万ドルを超える個人口座は、営業店でも確認手続きが必要となる場合があります。

